

令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善

1 加算の認定事務を市町村へ委譲可能であることを明記

都道府県、指定都市及び中核市が行う処遇改善等加算の認定に係る事務・権限に関して、認定事務等を円滑に行うため、都道府県と加算認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合には、当該市町村に委譲することが可能とする。

2 加算額の使途等の明確化

加算額のうち、人事院勧告に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額について、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることを明確化。

処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう留意する必要があることを明確化。（通知第3の2）（「子育て支援に関する行政評価・監視」（平成30年11月 総務省行政評価局）での指摘を踏まえた対応）

処遇改善等加算 ・ の前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認することを明確化。

・ を踏まえ、職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付け、令和元年度処遇改善等加算 ・ に係る実績報告書から適用。

3 算出方法等の明確化

加算 ・ の加算率の認定に係る職員の経験年数について、施設・事業所による職歴証明書のほか、年金加入記録等による推認を認めることを通知上明確化。

法定福利費等の事業主負担分の増加に関する標準的な算式を提示。

4 基準年度の見直し

給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算**・**共通**で、加算の算定起点となる基準年度を「ある特定の年度」から「**加算当年度の前年度**」に見直す。^{1・2}

- 1 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。
- 2 令和2年度に限り、旧通知の基準年度（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度（平成26年度以前からある保育所については、平成24年度））とすることも可能とする。

その際、毎年度の**賃金改善の確認方法（加算額と賃金改善額の比較。見込額・実績額）**について、以下のとおり見直す。

）加算当年度に新たに講ずべき処遇改善¹が**ある**場合（加算額の追加分が**ある**場合）は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して賃金改善の確認を行うこととする。

1 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

）加算当年度に新たに講ずべき処遇改善が**ない**場合（加算額の追加分が**ない**場合）は、当該施設・事業所における**現年度の賃金総額と、前年度の賃金水準に人件費改定相当分を加えた額**を比較して賃金改善の確認を行う²こととする。

2 加算 については、これに加え、加算当年度における加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額と加算による加算額とを比較して賃金改善の確認を行う。

賃金改善の確認方法の見直しイメージについては次頁表参照

【賃金改善の確認方法の見直しイメージ】

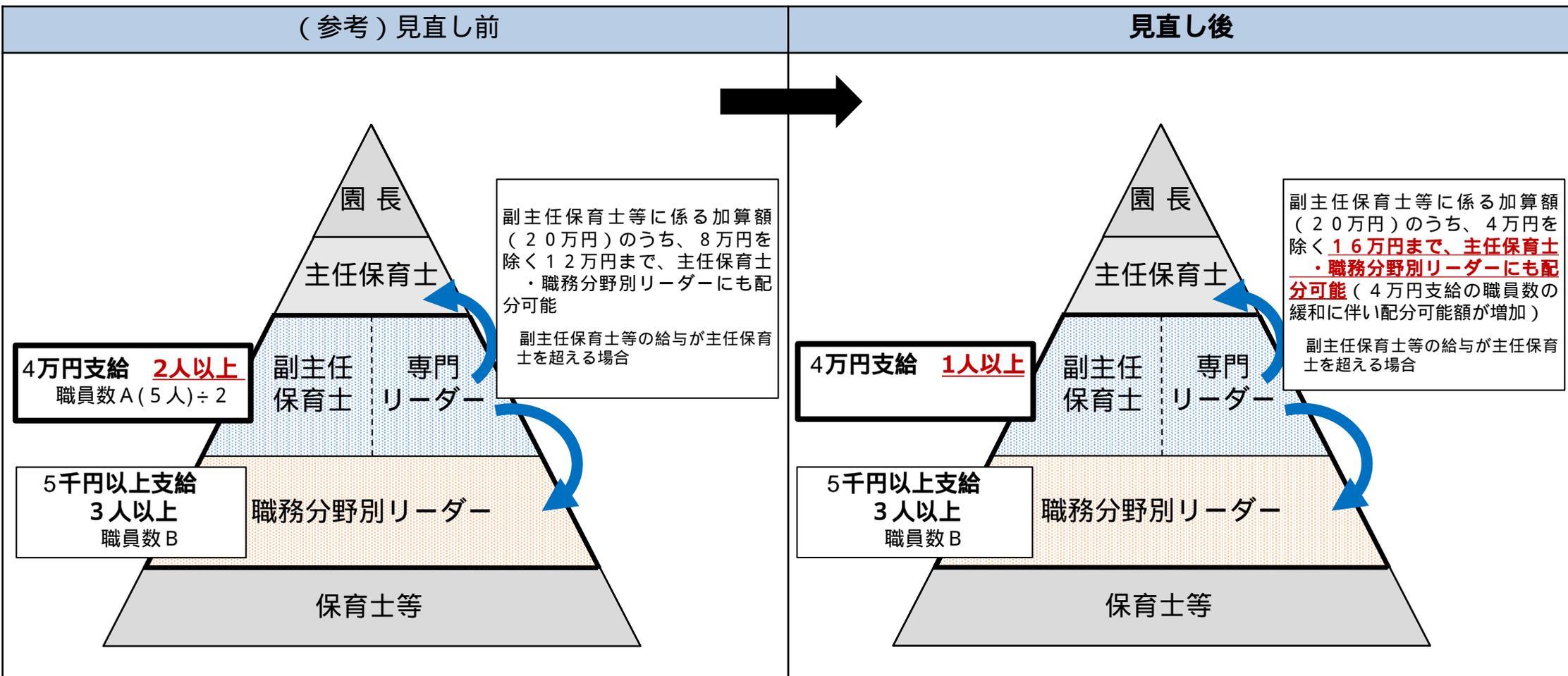
	(参考) 見直し前	見直し後	
		加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がある場合 (例 加算当年度の公定価格における加算 率の改定、新たな加算適用)	加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がない場合
基準年度	支援法による確認の効力が生じる年度 の前年度 (平成26年度以前からある保 育所については、平成24年度)	加算当年度 (当該加算の適用を受けようとする年度) の 前年度	
考え方	賃金改善額 (対基準年度) 加算額 (全体)	賃金改善額 (対 加算前年度) 加算額 (加算当年度追加分)	賃金総額 (加算当年度) 賃金水準 (加算前年度) + 人件費改定相当分
イメージ図	<p>現年度の賃金総額</p> <p>加算当年度追加分 賃金改善額</p> <p>加算当年度追加分 加算額</p> <p>比較</p> <p>加算当年度追加分 人件費改定相当分 (H25年度以降)</p> <p>H24 (H28) 年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額</p>	<p>現年度の賃金総額</p> <p>賃金改善 (加算当年度追加分)</p> <p>特定加算額 (加算当年度追加分)</p> <p>比較</p> <p>人件費改定相当分 (加算当年度追加分)</p> <p>前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額</p> <p>前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額</p> <p>現年度の賃金総額</p> <p>比較</p>	

5 処遇改善等加算 の加算額の配分方法の要件緩和

処遇改善等加算のうち「副主任保育士等」に係る加算額については、**実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「1人以上」に緩和する。**

「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人）の保育所の場合のイメージ> 園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
 4万円の算定対象人数（職員数A） 5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数（職員数B） 3人（一般職員数の1/5）



【参考】「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院）

1. 主な検査結果

子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況について

処遇改善等加算の残額が生じた施設や翌年度も残額が賃金改善に充当されていない施設が一定程度あった。

処遇改善等加算（賃金改善要件分）関係

平成28・29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	平成28年度	10.5%	平成29年度	12.9%
うち、翌年度も賃金改善に当てられなかったなどした施設の割合	平成28年度	23.6%	平成29年度	36.1%
（両年度計357施設、6億147万円）				

賃金改善総額が適切に算定されていなかった要因に関する抽出検査の事例

基準年度賃金総額に、国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた部分を加えていなかった
(平成29年度 62施設中44施設)

基準年度における賃金水準として、同種同等の職員の賃金に当てはめず、基準年度当時の職員自身の賃金を用いた
(平成29年度 62施設中15施設)

処遇改善等加算 関係

平成29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	36.0%
うち、翌年度も賃金改善に充てられなかったなどした施設の割合	17.5%（計303施設、1億1803万円）

2. 所見

内閣府において、保育士等の処遇改善に当たり、処遇改善等加算（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算に残額が生ずるなどした場合に、保育所等がその全額を翌年度に職員の賃金改善に充てているか確認等を行うとともに、残額を確実に職員の賃金改善に充てるよう保育所等に対して指導等を行うなどするよう市町村に周知すること。

上記を踏まえ、処遇改善等加算 ・ の前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認する。また、昨年11月に示した職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付ける。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算 ・ に係る実績報告書から適用。